

財産の取得について

財産を次のように取得する。

熊本市長 大 西 一 史

1 財 産

- (1) 土 地 30,256.53平方メートルのうち共有持分10,000分の  
3,407
- (2) 建 物 専有部分30,780.28平方メートル及びこれに付随する共用  
部分に係る共有持分

2 所 在 地 熊本市中央区桜町3番13号

3 取得価格 28,330,400,000円

4 相 手 方 熊本市中央区花畑町4番3号

熊本桜町再開発 株式会社

代表取締役社長 矢田 素史

(提出理由)

熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業に係る保留床の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

# 位置図

桜の馬場  
城彩苑

熊本市役所

NTT 西日本  
熊本支店

花畑公園

中央区桜町3-13

所在地

辛島公園

新市街アーケード

凡 例



取得予定地

0 100m